

令和4年第7回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和4年7月12日（火） 午前9時30分～午前10時30分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：中川 光春	2番：道園 浩二	3番：田口 昭広
4番：小島 政文	5番：尾上 春樹	6番：告宮 幸一
7番：塚本 壽	8番：山田 和治	9番：寺本 眞理子
10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1番：本郷 昭博	3番：松岡 哲治	4番：矢野 解光
5番：田口 宗一	6番：下崎 省一	7番：宮島 正文
8番：坂口 恵美子	10番：小崎 良一	11番：木川 保
12番：一川 清	13番：西村 隆	14番：草野 義雄
15番：淵上 米作		

（欠席：2名）

2番：牧 正徳	9番：藤井 雅史
---------	----------

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：才保 親哉
係 長：大浪 和典	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第14号	農地使用貸借権の合意解約の届出について
日程第2	議案第23号	事業計画変更承認申請書審議について
日程第3	議案第24号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第25号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第26号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第27号	農用地利用集積計画の審議について
日程第7	議案第28号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するかどうかの判断について（非農地判断）

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和4年第7回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、3番の〇〇委員、4番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第14号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第14号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。 農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第14号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということです。報告第14号については、これで終わります。 次に、議案第23号「事業計画変更承認申請書審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の2ページをお願いします。 議案第23号、事業計画変更承認申請書審議について。 農地法に係る事務処理要領第4の7(3)のエの規定に基づき、事業計画変更承認申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 これは、農地法第4条または農地法第5条の転用許可に基づく事業計画の達成が困難な場合で、やむを得ず事業計画の変更を行う場合に、農業委員会の意

	見を決定し、県知事の承認が必要になるため審議するものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、当初計画者・事業承継者の住所・氏名については、記載のとおりです。 事業計画変更事由は、当初計画では個人住宅を建築する計画に基づき、土地の造成及び所有者変更登記を済ませていたが、経済的な理由により、予定どおり住宅を建築することができず、事業承継者より新たに個人住宅を建築する要望があったため、今回事業計画変更するものです。 総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、田浦阿蘇神社の北西側、約 90 m の場所です。 総会資料の 2 ページをお願いします。 申請に係る事項については、先ほどの説明及び記載のとおりです。 事業計画変更についての意見決定は、下の表の検討事項 a ～ f により判断することになります。 記載してある意見決定の理由のとおり、変更後の事業計画が変更前と比べて必要性があると認められること。資金計画・事業計画から転用行為が確実に見込めること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本事業計画変更の承認申請は適当であると思われます。 なお、転用の詳細については、議案第 26 号、農地法第 5 条の許可申請書審議で説明します。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件は私が担当地区ですが、現地確認当日は、所用で行けなかったもので、別の日に確認しております。 担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局からの説明のとおりで、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 23 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。

	お諮りします。 議案第２３号について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、議案第２３号については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第２４号「農地法第３条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の３ページをお願いします。 議案第２４号、農地法第３条の規定による許可申請書審議について。 農地法第３条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番と２番については、農地の交換となります。 １番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の３ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、大木場地区ふれあいセンターの南側、約７５０mの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、譲り受けた後は適正に管理するということでした。 総会資料の４ページをお願いします。 契約の種類はその他、交換です。 申請理由ですが、譲渡人・譲受人ともに農地を交換することで、より効果的な営農を行えるため、譲渡・譲受する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 ２番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の５ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は大木場地区ふれあいセンターの南側、約３５０mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、譲り受けた後は適正に管理するということでした。

総会資料の6ページをお願いします。

契約の種類はその他、交換です。

申請理由ですが、譲渡人・譲受人ともに農地を交換することで、より効果的な営農を行えるため、譲渡・譲受する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、志水バス停から南西側、約20mの1筆と西側、約330mの1筆の併せて2筆になります。

現地確認ですが、申請地①は現在、野菜等が作付けされており、以前から譲受人が管理を行っているため、適正に管理されると見込まれます。また、申請地②については、現在休耕地ですが、譲り受けた後は、適正に管理するということでした。

総会資料の8ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。

申請理由ですが、譲渡人は、遠方に居住しており耕作困難なため、申請地近辺に居住する親戚に譲渡する。譲受人は、申請地を譲り受け、適正に管理する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。4ページをお願いします。

4番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、芦北町役場の南東側、約350mの場所になります。

	現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、譲り受けた後は野菜等を作付けする計画で、適正に管理するということでした。 総会資料の１０ページをお願いします。 契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は、他県に在住しており耕作管理が困難なため、譲渡する。譲受人は、譲渡人の要望もあり申請地を譲受し、適正に管理するということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 ５番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の１１ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、湯浦中学校から南西側、約２５０ｍの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、譲り受けた後は適正に管理するということでした。 総会資料の１２ページをお願いします。 契約の種類は贈与です。 申請理由ですが、譲渡人は、高齢により後継者である譲受人に譲渡する。譲受人は、申請地を譲受し、適正に管理する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部１番と２番の案件は、私が担当地区ですので、私がまとめて説明します。 申請地は、以前から交換しておりまして、申請をしていなかったため、今回申請するに至ったとのことでした。

	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局及び議長からの説明のとおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	3 番の案件を 1 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局、〇〇推進委員と現地確認に行きました。内容は事務局の説明のとおりです。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員から説明のあったとおり、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	4 番の案件を 3 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局、〇〇推進委員と現地確認に行きまいました。申請地は管理しており、事務局から説明のあったとおり、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員の言われたとおりです。よろしくお願いします。
議長	5 番の案件を 2 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	7 日に〇〇推進委員、事務局と現地を見てまいりました。少し草が生えている状態でしたが、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 24 号について、質疑ありませんか。 … 7 番、〇〇委員。
〇〇委員	1 番と 2 番の件ですが、果樹をされるということですか。山の中に入っているようなので、現状がわかりません。詳細をお願いします。
議長	申請地は以前、デコポンをされていましたが急傾斜地ですので、現在は廃園のような状態です。
〇〇委員	廃園になってからまだ長くないと感じます。このような場所で次に適正な物を作付けする方法をとれば、山としての機能を維持できると思います。復元できる場合は、果樹など作付けするのは、どうでしょうか。
議長	〇〇委員の言われるとおりだと思います。私たちもできるところから、指導していくべきだと思います。 他にありませんか。

	(質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 25 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」 を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 25 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会 の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、植林です。 総会資料の 13 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、漆川内公民館の南東側、約 450 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、既に転用済みで始末書が添付されています。 申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の 14 ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水となります。

	総会資料の１５ページをお願いします。 農地区分図ですが、農地の広がり約１．４haです。 総会資料の１６ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり約１０ha以上ないため、第２種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請人は、野菜等の栽培を行ってきたが、周囲の山林化による猪害や日照不足等で生産性が低下したため、耕作を断念し、杉を植林後、転用申請を怠っていたため、今回申請するもの」です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 １番の案件を６番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	７日に〇〇推進委員、事務局と現地確認しました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員と確認しましたところ、既に杉の木が植林されておりましたが、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第２５号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 １番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。

	次に、議案第２６号「農地法第５条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の６ページをお願いします。 議案第２６号、農地法第５条の規定による許可申請書審議について。 農地法第５条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、個人住宅です。なお、この案件については、議案第２３号「事業計画変更承認申請書審議について」で審議いただいた案件です。 総会資料の１７ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「田浦阿蘇神社」の北西側、約９０ｍの場所です。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地の北東側に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の１８ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 排水については、合併浄化槽を設置し、北東側に排水する計画で、周辺農地への営農条件に支障が無いことを確認しています。 総会資料の１９ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地区分図ですが、農地の広がり約２．５ｈａです。 総会資料の２０ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりが１０ｈａ以上ないため、第２種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、持ち家が無く、自宅を新築する目的で土地を探していたが、申請地での住宅建設計画の中止を知り、自宅の新築に適地と判断したため、今回申請するもの」です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。

2 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、個人住宅です。

総会資料の 2 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、芦北高等学校の北側、約 1 6 0 m の場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で西側に農地が存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の 2 2 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

排水については、合併浄化槽を設置し、西側の排水路に排水する計画で、周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しています。

総会資料の 2 3 ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地区分図ですが、農地の広がり、約 0.9 h a です。

総会資料の 2 4 ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり、1 0 h a 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、持ち家が無く、現在アパート暮らしであるが家族が増えたことにより、自宅を新築する必要があるため、今回申請するもの」です。

代替性については、家族の実家にも近く、子育てに適していると判断し、申請地を選定したもので、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、駐車場です。

総会資料の 2 5 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、下大尼田バス停の東側、約 8 0 m の場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で東側に農地が存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の 2 6 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

排水については、申請地に水路が存在していますが、西側の農地の所有者へ転用の同意を得ており、県道に伴う排水路であるため、県土木部と協議し、排水路を支障なく配置する予定で、周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

総会資料の27ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地区分図ですが、農地の広がりとは約3.1haです。

総会資料の28ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりとは10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、自宅の敷地が狭く4台ある自家用車の駐車場、子どもの遊び場が無く危険で困っており、自宅に隣接する申請地に駐車スペース及び子どもの遊び場を確保するため、今回申請するもの」です。

代替性については、自宅に隣接しており、利便性の面から最適であるため、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

4番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、植林です。

総会資料の29ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、杉園公民館の北東側、約300mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で周囲も山林化しており、申請地の周辺に農地は存在しません。

総会資料の30ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

排水は雨水のみで、自然透水となります。

総会資料の31ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地区分図ですが、農地の広がりとは申請地のみの845㎡です。

総会資料の32ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりとは10ha以上ないため、第2

	種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請地周辺は水稻栽培が盛んな場所であったが、周囲の山林化による猪害が増え、生産性が著しく低下し、譲渡人の後継者も町外に在住していることから、杉を250本程度植林し、管理するため、今回申請するもの」です。 代替性については、転用目的が耕作条件の悪いことによる植林であるため、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であることを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番の案件は、私が担当地区ですが、当日は出席できませんでしたので、担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局からの説明のとおりです。よろしくお願いします。
議長	2番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	申請地周辺は宅地が建っておりましてし、隣に農地が少しありますが、支障は無いと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員から説明があったとおりです。条件的にも良い場所だと思いますので、よろしくお願いします。
議長	3番の案件を6番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	申請地は譲受人の家の隣接地です。後は事務局から説明のあったとおりです。用水路の問題等がありますので、現地確認の時に話しております。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	先日、事務局、〇〇委員と現地を確認しまして、駐車場にするということですが、元々、水路があったのか無かったのか、はっきりしていないので、県道沿いに埋め立てた場合に、周辺に田んぼがあるので、どのようになっていますか。事務局から説明をお願いします。
事務局	県道敷きの水路については、県の土木部と町の建設課を通じて協議をしてから、どのように対応するか、譲受人に相談してもらうようにしております。

〇〇推進委員	わかりました。
議長	4 番の案件を 5 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	7 日に〇〇推進委員、事務局と現地確認しました。植林ということで、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員、事務局と現地を確認しました。周囲が山林で問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 26 号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 27 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 7 ページをお願いします。 議案第 27 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の議決を求めるものです。 賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 10 年間です。

	賃借料等は備考欄のとおりです。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 10 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 27 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 28 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 8 ページをお願いします。 議案第 28 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。 申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。 農地の状況ですが、申請人及び登記簿によると、農地法施行日以前である昭和 21 年に住宅が既に建設され、現在に至るもので、農地に復元は困難と思われます。次に、詳細について説明します。 総会資料の 33 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、平生コミュニティセンターの南西側、約 100m の場所になります。 総会資料の 34 ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。写真のとおり、現況は住宅が建っており、農地としての利用は無いものと思われます。

	現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、農地法施行以前より住宅が建っており、農地への復元が困難であると思われるため、非農地判断の基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 2 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	7 日に〇〇推進委員、事務局と現地を見てまいりました。説明のあったとおり、農地への復元は難しいと思われますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 28 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。